

京都市地球温暖化対策条例の点検・見直し等  
及び地球温暖化対策評価研究会の設置について

1 平成 26 年度の地球温暖化対策推進委員会の審議事項等

(1) 「京都市地球温暖化対策条例」の点検・見直しについて

第 57 条 本市は、この条例の目的を達成するため、その施行の状況、地球温暖化対策に係る技術水準の向上及び社会経済情勢の変化を踏まえ、おおむね 5 年ごとに、その見直しを行うものとする。

ア 既存規定

(ア) 2020 年度の削減目標（1990 年度比▲25%）

目標達成に向けた実現可能性やシナリオの分析

(イ) 事業者排出量削減計画書制度

第 1 計画期間（H23-25 年度）の実績を分析し、第 3 計画期間（H29-31 年度）に向けて制度見直しを検討

(ロ) 特定建築物（2000 m<sup>2</sup>以上の新築等）制度

- 削減計画書の提出  
(断熱や再エネ設備の有無の措置内容・CASBEE 京都評価結果)
- CASBEE 京都の評価・表示・表示の届出
- 地域産木材利用及び届出
- 再エネ設備設置及び届出

(ハ) 特定緑化建築物（1000 m<sup>2</sup>以上の新築等）制度

イ 新規規定

(ア) 民生（家庭・業務）部門における施策検討

(イ) 気候変動適応策の導入検討

(2) 「京都市地球温暖化対策計画」の進行管理

ア 指標による進行管理

進捗指標、削減効果指標、低炭素化指標の分析・評価、新指標の企画

イ 事業者排出量削減計画書制度

第 1 計画期間のとりまとめ及び優良事業者表彰、第 2 計画期間の開始

ウ 民生部門対策

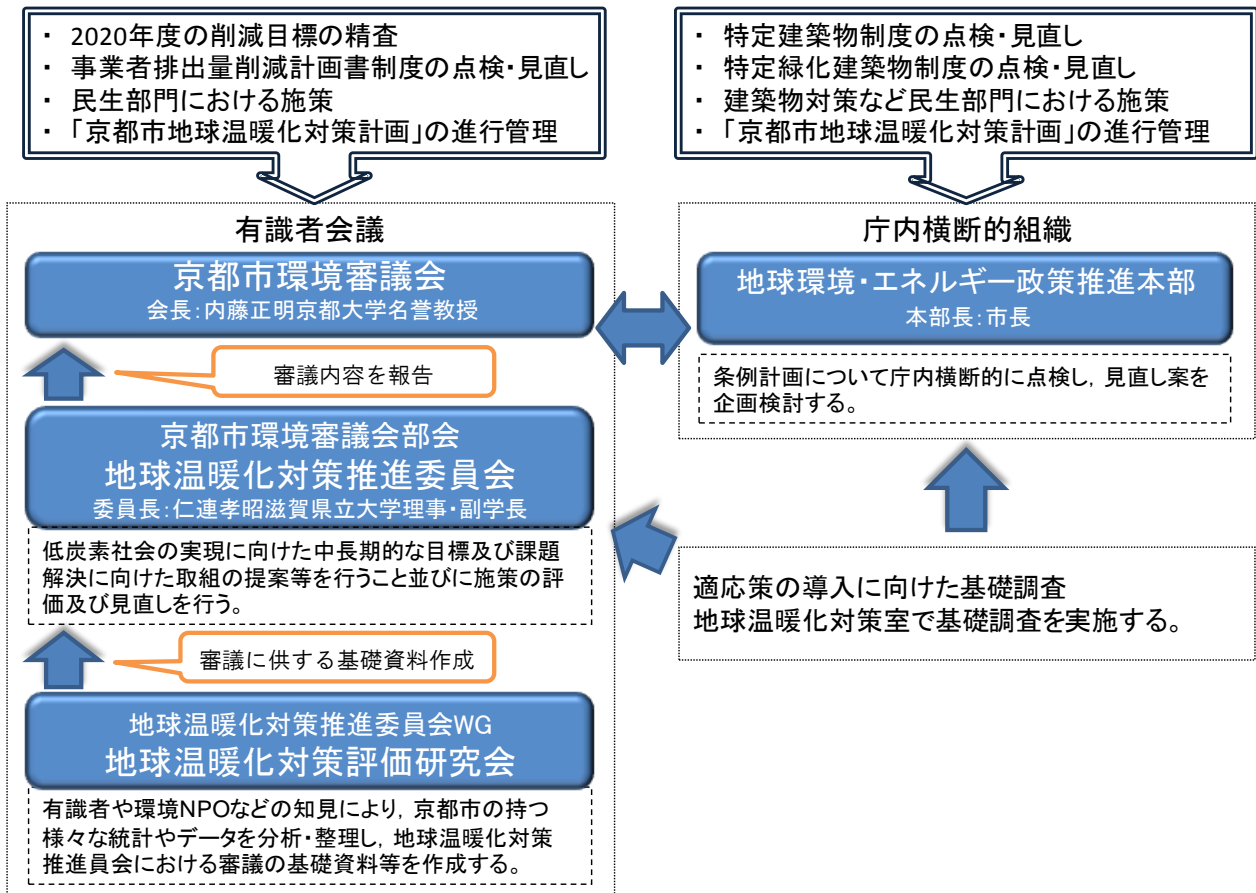
家庭、地域コミュニティにおけるライフスタイルの転換に関する進行状況などの調査、分析、及び「見える化」

(3) 気候変動適応策に係る基礎調査

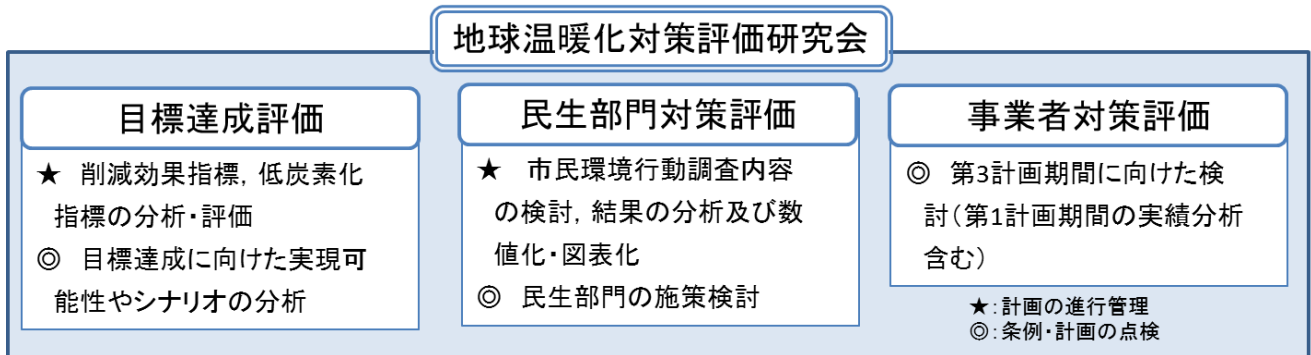
ア 海外や国内における国レベル及び地方都市レベル等の気候変動適応策に関する情報の収集

イ 基礎自治体における適応計画策定のための情報調査

## 2 京都市地球温暖化対策条例の点検・見直し等に向けた体制



## 3 地球温暖化対策評価研究会の設置（参考資料 参照）



## 4 平成26年度の審議予定

7月	○平成25年度地球温暖化対策計画の進捗評価 ○地球温暖化対策評価研究会の設置
8月～9月	○地球温暖化対策の課題抽出 ○平成26年度版年次報告書
10月～	○地球温暖化対策の論点整理 ○第1計画期間の優良事業者表彰 ○地球温暖化対策の点検・見直しの方針検討 ○家庭対策行動調査結果